障企自発 0329 第 1 号 令和 3 年 3 月 29 日

都道府県 各 指定都市 民生主管部(局)長 殿 中 核 市

> 厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部 企画課自立支援振興室長 (公印省略)

読書バリアフリー法を踏まえた障害福祉関連施策の推進について(通知)

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年法律第 49 号。以下「読書バリアフリー法」という。)第7条に基づき、昨年7月に文部科学省及び厚生労働省において「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」(以下「基本計画」という。)を策定したところである。

今後は、地方公共団体においても、基本計画を勘案し、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえた計画の策定に努め、関連施策について推進することが必要となることから、各施策の実施に係る留意事項について以下のように整理した。

貴職におかれては御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に対する周知につき ご配慮願いたい。

記

- 1. 点字図書館における支援体制の強化
- (1)情報化対応特別管理費の積極的な活用

点字図書館の運営費については「身体障害者保護費の国庫負担について」(平成 18年 12月 28日厚生労働省発障第 1228003 号厚生労働事務次官通知)の別紙「身体障害者保護費国庫負担金交付要綱」により定められているが、当該要綱で規定されている情報化対応特別管理費については、著作権法(昭和 45年法律第 48号)第 37条第 2項及び第 3項に規定される記録及び送信等を行うための経費を支弁対象とするもので

ある。

情報化対応特別管理費については、障害者の読書環境の整備を図るための機器の購入や、音訳等のために必要な経費についても対象としていることから、積極的な活用を検討すること。

【情報化対応特別管理費の対象経費の例】

- ① 点字図書や音声図書を製作するために必要な環境整備に係る費用 (パソコン、点字プリンタや録音機器等の購入費等)
- ② 点字図書や音声図書の製作を担う人材の確保のために必要な費用(呼びかけや広告に必要な経費等)
- ③ 点字図書や音声図書の製作を担う人材の養成・育成や資質の向上に必要な費用 (講習会開催経費や講習会出席に必要な旅費等)
- ④ 点字図書や音声図書の製作のための費用(点訳・音訳を行う者への謝金や交通費等)
- ⑤ 専門的な知識な持つ者等を雇用し、各種業務の効率的な実施を促進するための費用(賃金等)

(2) 利用者の範囲について

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく点字図書館については、視覚障害者に対する支援が実施されているが、一方、サピエ図書館によるサービスは、視覚障害者のみならず、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍等を視覚による表現の認識が困難な者が利用することで、読書環境の推進を図ることが期待されている。

読書バリアフリー法や基本計画においても、書籍等を視覚による表現の認識が困難な障害者を対象としていることから、このような者に対するサピエの利用登録をはじめとする読書環境の整備に関する支援が可能となるよう、各点字図書館での対応について準備等を進められたい。

また、既に視覚障害以外の障害者についても受入を行い、サピエ図書館の紹介・利用登録、読書のための情報機器の紹介、貸出等、ニーズを踏まえて支援を実施している点字図書館では、受入にあたり、事前に外部の研修等に参加し、発達障害者等の特性について学習している事例もあることから、関係団体とも連携の上、円滑な受入に向けて検討されたい。

なお、視覚障害以外の障害者の支援に際して、読書環境に関連しない相談や情報機器の貸出等について、対応を求めるものではないことに留意すること。

(3) 情報機器の相談及び習得支援、端末機器の貸出等による支援

基本計画では、点字図書館と公立図書館が連携し、サピエ図書館及び国立国会図書館の視覚障害者等用データの送信サービス等に係る ICT 機器等 (パソコン、タブレット、スマートフォン等)を用いた利用方法に関する相談及び習得支援、端末機器の貸出等による支援を行うことが求められている。

そのため、ICT サポートセンターをはじめとする関係機関と連携の上、上記支援の 実施に向けて点字図書館における検討を促進させること。

(4) その他(公立図書館等との連携等)

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に当たっては、点字図書館における取組だけでなく、障害者サービスの実施をはじめ多くの者にとって身近であり通いやすい公立図書館、児童生徒の教育を支援する学校図書館などにおける取組を促進させることが必要である。

そのため、視覚障害者に対する支援のノウハウの公立図書館等へ提供、視覚障害者等に対して公立図書館等の利用の紹介等、公立図書館等との役割確認・連携強化を図ること。

2. 特定書籍・特定電子書籍の製作、人材養成について

読書環境の整備を進めるに当たっては、個々の障害に対応したニーズを的確に把握し、障害の特性に応じた適切な形態の書籍等を用意することが必要である。そのため、点字図書館や公立図書館等において、特定書籍(著作権法第 37 条第 1 項又は第 3 項本文の規定により製作されるアクセシブルな書籍)や特定電子書籍(著作権法第 37 条第 2 項又は第 3 項本文の規定により製作されるアクセシブルな電子書籍等)の製作に当たっては、地域における視覚障害者等のニーズを把握し、計画的に実施すること。なお、製作に当たっては、サピエ図書館や国立国会図書館の視覚障害者等用データの送信サービス等を通じて入手できる書籍の状況も把握し、効率的・効果的な製作に留意すること。

また、点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の人材の養成が不可欠であることから、積極的な人材募集を図ること。更に、既に携わっている者に対するスキルアップのための研修等の実施についても努めること。

3. 日常生活用具給付等事業による適切な給付

拡大読書機器やデイジープレイヤー等の読書支援機器や点字図書、拡大図書等については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)による地域生活支援事業の一つである日常生活用具給付等事業に基づき給付等がされているが、読書バリアフリー法や基本計画等を踏まえ、発達障害や上肢障害等も含めた地域の視覚障害者等の読書環境の整備に必要となる用具を把握の上、視覚障害者

等が利用しやすく、読書環境の改善に資する用具が適切に給付されるよう努められたい。

また、読書支援機器の給付等に当たっては、当該用具を用いる利用者の状況等を確認の上、必要に応じて点字図書館や ICT サポートセンター等で実施している機器の貸し出し等を紹介すること。

加えて、対象種目の選定に当たっては、厚生労働省告示により定める用具の要件に該当するかどうかを判断し、要件を満たさない用具を支給することなく適切に運用するようお願いする。

【厚生労働省告示に定める用具の要件に該当しない用具の例】

- (1) パソコン、タブレット、市場で流通している電子書籍(一般的に普及していると 考えられるもの)
- (2) 電池 (一般的に普及している消耗品と考えられるもの)

4. ICT サポートセンターの設置について

障害者等の ICT (情報通信技術) の利用機会の拡大や活用能力の向上を目的として、 ICT 機器の紹介、貸出・利用に係る相談、サピエ図書館等のインターネットサービスの 利用支援等を行うパソコンボランティアの養成・派遣等の事業を行う拠点である ICT サポートセンターにおいては、点字図書館や公立図書館と連携の上、様々な読書媒体の紹介やそれらを利用するための端末機器等の情報入手に関する支援等の実施が期待されている。

このため、同センターの設置及び支援対象とする障害種別の拡大、管内市町村等と連携した出張教室や相談会等の開催、アウトリーチによる支援、相談・貸出体制の強化などについても検討すること。

5. 読書バリアフリー体制強化事業等の実施

1. (4) や3. に記載のとおり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に際して、 公立図書館等との連携や人材養成研修の実施が必要だが、これらの実施にあたり、「地 域生活支援事業の実施について」(平成 18 年 8 月 1 日障発 0801002 号厚生労働省社会・ 援護局障害保健福祉部長通知)の別紙 2 「地域生活支援促進事業実施要綱」で定められ ている読書バリアフリー体制強化事業による実施について、積極的に検討すること。

また、読書バリアフリー法第8条に基づく地方公共団体の計画に策定にあたり、必要 な調査等の実施についても本事業の対象として差し支えない。